

平成二十二年六月二十二日受領
答弁第五七九号

内閣衆質一七四第五七九号

平成二十二年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出法律の整理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員橘慶一郎君提出法律の整理に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

行政の無駄をなくし、効率的な行政を実現するため、法律に基づく制度や組織・事業も含め、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新していくことが重要であると認識している。

このため、「行政刷新会議の設置について」（平成二十一年九月十八日閣議決定）に基づき行政刷新会議を設置して取組を行っているところであり、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」（平成二十二年六月十五日規制・制度改革に関する分科会）においては、今後の課題として「一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の要否等を検討するプロセスを経ることとする」等の改革のための基本原則の確立の必要性を提示したところである。今後も、こうした取組を通じて、法律に基づく制度や組織・事業も含め、行政全般の在り方の刷新に努めてまいりたい。

三について

広島平和記念都市建設法（昭和二十四年法律第二百十九号）その他のいわゆる特別都市建設法の規定に基づく「年一回の国会報告」については、御指摘も踏まえ、政府から国会に提出する文書の様式の簡素化

を行う方向で検討してまいりたい。

五について

御提案の審査組織については、立法府である国会における審査の在り方にかかわる事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。また、お尋ねの事例については、把握していない。

六について

法務省では、現に効力を有する法令を体系的に整理・分類した法令集の編さんを行っており、定期的に登載している法令の更新を行っている。更新の際、法令の実効性に疑義が生じた場合には、当該法令が現に実効性を有するか否かを所管府省庁に確認しており、こうした編さん作業は、各府省庁が行う法改正の検討において活用されるものと認識している。